平成２１年（フ）第５２３６号
神奈川県横浜市青葉区梅が丘28―11―105、住民票上の住所東京都港区芝２丁目26―７―803
破産者　森　　裕恭
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６３３号
神奈川県横浜市金沢区能見台３丁目16―５
破産者　橋本　匡司
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１４６号
東京都千代田区外神田６丁目11番11号
破産者　株式会社イレブン
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３０５号
神奈川県川崎市宮前区犬蔵３丁目12―５―408、開始決定時の住所神奈川県川崎市宮前区有馬８丁目13―14
破産者　高田　俊雄
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５７９号
東京都台東区千束３丁目13番３号
破産者　株式会社千代田
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５８０号
千葉県松戸市上本郷4508
破産者　飯塚　公雄
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００２６号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目13番７号
破産者　株式会社ヒューマン・システム・アソシエイツ
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００２９号
茨城県牛久市ひたち野東１丁目24―５―706、開始決定時の住所茨城県つくば市豊里の杜１丁目12―２
破産者　福田　　朗
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１９５号
東京都葛飾区柴又３丁目８―４―303、開始決定時の住所東京都足立区中川３丁目９―11―104
破産者　宮永　　等
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３０１号
東京都練馬区中村南２丁目７―28―105
破産者　松本由紀夫
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１４５４号
東京都豊島区東池袋３丁目11番９号
破産者　株式会社ティアンドライズ
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７８３号
東京都新宿区高田馬場４丁目11番５号
破産者　有限会社桑沢プロダクション
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７８４号
東京都新宿区高田馬場４―11―５―302、住民票上の住所埼玉県所沢市小手指町３丁目４―G―403
破産者　桑沢　篤夫
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０９３号
東京都台東区入谷１丁目６番６―902号
破産者　株式会社亜萬
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３３６９号
東京都江東区青海２丁目45番　タイム24ビル４階
破産者　株式会社アライゴ
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１４１号
東京都港区南麻布２丁目６―16―304、開始決定時の住所東京都港区南麻布１丁目12―１―202
破産者　宮城　昌江
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４３７号
東京都江戸川区中葛西６丁目７―７　アゼリアＮＯ１―129
破産者　白井　富久
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６３４号
新潟県新潟市東区東中野山６丁目４―12
破産者　元村　英樹
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６７９号
東京都世田谷区上野毛１丁目34―８―102
破産者　小林　祥子
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８３８号
東京都羽村市羽東２丁目12―７
破産者　小松　由佳
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９９２号
埼玉県三郷市早稲田３丁目27番地12―Ｂ―203
破産者　森川　三哉
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部